

●香川県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
善通寺市生野町	生野_2（I-582）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	山南（I-856）	〃	〃
〃	生野（2）_1（II-2040）	〃	〃
〃	生野（2）_2（II-2040）	〃	〃
〃	鶴ヶ峰（2）（II-2041）	〃	〃
〃	鶴ヶ峰（3）_1（II-2042）	〃	〃
〃	鶴ヶ峰（3）_2（II-2042）	〃	〃
善通寺市大麻町	高橋（I-359）	〃	〃
〃	高橋（2）（I-852）	〃	〃
〃	宮北（2）（I-854）	〃	〃
〃	宮北（1）（II-2033）	〃	〃
〃	岩崎（II-2035）	〃	〃
〃	中村屋敷（II-2037）	〃	〃
〃	西川（1）（II-2038）	〃	〃
〃	西川（2）（II-2039）	〃	〃
善通寺市善通寺町	楠陵_1（I-353）	〃	〃
〃	楠陵_2（I-353）	〃	〃
〃	北原_2（I-354）	〃	〃
〃	八丁原（I-355）	〃	〃
〃	伏見（1）（I-857）	〃	〃
〃	池下（1）（I-858）	〃	〃
〃	伏見（2）（II-2043）	〃	〃
〃	池下（2）（II-2045）	〃	〃

〃	八丁原(2) (Ⅲ-3022)	〃	〃
〃	池下(3) (Ⅲ-871)	〃	〃
善通寺市櫛梨町	櫛梨(Ⅱ-357)	〃	〃
〃	丸山(Ⅱ-358)	〃	〃
〃	丸山(2) (Ⅲ-856)	〃	〃
善通寺市弘田町	甲山(2) (Ⅱ-2048)	〃	〃
善通寺市碑殿町	東碑殿_1 (Ⅰ-351)	〃	〃
〃	東碑殿_2 (Ⅰ-351)	〃	〃
〃	東碑殿(2) (Ⅰ-861)	〃	〃
善通寺市大麻町	象頭川(4-3-I)	土石流	〃
〃	上谷川(4-4-I)	〃	〃
〃	岩崎川(4-5-I-1)	〃	〃
〃	中土居下川(4-7-I)	〃	〃
〃	中土居川(4-8-I)	〃	〃
〃	西川(4-9-I)	〃	〃
善通寺市善通寺町	弘汐川(4-12-I-2)	〃	〃
〃	下弘汐川(4-13-I)	〃	〃
〃	伏見川(4-14-I-1)	〃	〃
〃	伏見川(4-14-I-2)	〃	〃
〃	瓦谷川(4-15-I-1)	〃	〃
〃	瓦谷川(4-15-I-2)	〃	〃
〃	在所川(4-16-I)	〃	〃
〃	在所上川(4-17-I)	〃	〃
〃	在所下川(4-18-I)	〃	〃
〃	上川(4-19-I-1)	〃	〃
〃	上川(4-19-I-2)	〃	〃
〃	西上川(4-20-I-1)	〃	〃
〃	西上川(4-20-I-2)	〃	〃
〃	有岡川(4-21-I)	〃	〃
〃	平谷川(4-22-I)	〃	〃
〃	西の山川(4-23-I)	〃	〃
〃	南原川(4-3-II-1)	〃	〃
〃	南原川(4-3-II-2)	〃	〃
〃	南原中川(4-4-II-2)	〃	〃
〃	南原西川(4-5-II)	〃	〃
〃	赤川(4-6-II)	〃	〃
〃	程坂川(4-7-II-1)	〃	〃
〃	程坂川(4-7-II-2)	〃	〃
〃	池下川(4-8-II-2)	〃	〃
〃	東上川(4-1-III-1)	〃	〃

〃	東上川（４－１－Ⅲ－２）	〃	〃
〃	東上川（４－１－Ⅲ－３）	〃	〃
〃	大日川（４－２－Ⅲ）	〃	〃
善通寺市碑殿町	東碑殿川（４－３５－Ⅰ）	〃	〃
〃	佃川（４－３６－Ⅰ）	〃	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県中讃土木事務所及び善通寺市総務部防災管理室に備え置いて縦覧に供する。）